

# 富山県流域下水道指定管理候補者選定委員会の選定結果について

## 1 指定管理者制度を募集する公の施設

- (1) 名称 富山県流域下水道  
(小矢部川流域下水道及び神通川左岸流域下水道)
- (2) 所在地 富山県高岡市二上字梅田313番3及び射水市海竜町23番地2

## 2 指定管理者の募集概要

- (1) 指定管理者に実施させる業務概要  
流域下水道の維持管理業務（1件100万円以上の大規模修繕を除く。）
- ① 浄化センターの維持管理業務（運転管理、保守管理、水質試験、汚泥分析試験、敷地の管理、溶融スラグの引き渡し等）
  - ② ポンプ場の維持管理業務（運転管理、保守管理等）
  - ③ 幹線管渠の維持管理業務（管渠及び付帯計測設備の保守管理、巡回等点検調査）
  - ④ 施設見学者の案内等
- (2) 指定期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

## 3 公募状況

- (1) 申請者数 1者
- (2) 申請者 公益財団法人富山県下水道公社

## 4 審査結果

10月25日に開催した富山県流域下水道指定管理候補者選定委員会において審査した結果、下記のとおり指定管理候補者を選定しました。

※ なお、申請者が1者のみであったため、各配点の6割を合格点とし、審査を行いました。

審査基準 申請者	1 県民の平等な 利用の確保	2 公の施設の効 用の最大限の 発揮 (385点中)	3 管理運営経費 の縮減 (140点中)	4 公の施設の管 理を適正かつ 確実にを行うた めの財産的基 礎及び人的構 成 (175点中)	合計 (700点中)
公益財団法人 富山県下水道公社	適	314	131	136.5	581.5

## 審査の概要

- **審査基準 1（県民の平等な利用の確保）**  
適正と評価された。
- **審査基準 2（公の施設の効用の最大限の発揮）**  
適正と評価された。
- **審査基準 3（管理運営経費の縮減）**  
指定管理料上限額の範囲内となっており、適正と評価された。  
(提案額) 9,234,710千円 (指定管理料の上限額の100%)
- **審査基準 4（公の施設の管理を適正かつ確実にを行うための財産的基礎及び人的構成）**  
適正と評価された。

## （総評）

これまでの実績を踏まえ、施設特性等が的確に把握されており、災害発生時や地元への対応が十分に考慮されていること、また、経営に支障はないこと等について評価され、合格基準点（各配点の6割以上）を満たす評価となった。

さらに今後、効率的な機器の運転による脱炭素への取組、次世代への技術・知識の伝承、緊急・災害時の対応力の向上に取組むよう意見があった。

提案された内容は、指定管理者として今後の富山県流域下水道の管理を行うにふさわしいと判断し、公益財団法人富山県下水道公社を指定管理候補者として選定することとした。